

## 防穀令事件と日清戦争

宮本, 又次

<https://doi.org/10.15017/4355394>

---

出版情報：経済學研究. 13 (1), pp.89-107, 1945-03-30. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# 防穀令事件と日清戦争

宮 本 又 次

## 一、朝鮮市場と日清戦争

日清戦争を引き起した原因の一つに、朝鮮市場をめぐる日清の対立のあつたことは、既に別の機會に於て論述せる所である。(「朝鮮貿易市場の消長と日清戦争」經濟史研究第三二卷一・二號)

清國と日本とが既に開港を行つてゐたに拘らず、半獨立國朝鮮はなほも鎖國の眠りからさめなかつた。一八六〇年(萬延元年)露國軍艦が元山に來り通商を求めた際にも大院君は之を拒絶したし、國內のカトリック教徒三萬をも彈壓してゐる。この教徒はフランスの保護をうけてゐたから、一八六六年(慶應二年)にはフランス艦隊の來寇となり、更に一八七一年(明治四年)にはシャーマン號事件(一八六六年)による米國艦隊の來寇があつた。併し乍ら向ふ見すの鎖國朝鮮はともかくにも、これを撃攘することが出来た。これにも拘らず、恰も大院君の一時的失脚があり、これは大いに日本に幸ひして、日本は江



華島事件（一八七五年・明治六年）によつて、日韓修好通商江華條約（一八七六年・明治七年）の締結に成功し、大陸の一角に登場することが出来る様になつた。この條約こそは若き開國日本が自らの優位において獲得した最初の條約であつた。これ以來我が國は明治十五年迄朝鮮市場を獨占的に支配することが出来たのである。丁度この開清國は、雲南問題に關して、イギリスと、安南事件に關してフランスと、伊犁問題に關してロシアと繋争中であつた。従つて列國の關心も支那にのみ集つてをり、丁度日本がほしきまゝに、朝鮮に濶歩する上に幸ひした。

この期間に於ける日鮮貿易は、開國前の對馬を媒介とする釜山貿易が輸出入について均衡のとれてゐたのに對し、殆ど日本側の出超に終始してゐた。而もその輸出の大部分は、まだ日本産業が未熟であつたため、日本品ではなく、外國品の再輸出にすぎなかつた。而もその八・九割は英國製金巾で、上海——長崎を経て朝鮮に賣つたものである。その上對日輸出品には中心的品目が無く、米穀の輸出にも模糊たるものがあつた。この期間に貿易尻補填用として、七十五萬圓の砂金が日本に流入したことは注意してよいであらう。明治十一年には最初の外地銀行として、第一國立銀行の釜山支店が開設せられ、次いで明治十三年には元山、十五年には仁川に相ついでそれが設置せられた。この様な金融機關の開設が日鮮貿易を促進したことは云ふまでもない。

事情以上の如くであつたが、明治十五年（一八八二年）の壬午の變以後、日鮮關係は新しい段階に入つ



た。同年五月の米韓通商條約は、朝鮮の歐米列強への市場開放であつた。これは第二開國とも云へよう。恰も一八八〇年以來、清國も産業に於て新しい段階に入つた。鑛山・鐵道の開設にともなひ、大官僚勢力の増大を來し、その膨脹し行く官吏商業資本は、朝鮮市場を日本の獨占から奪還せんとした。清韓宗屬關係を再確認せんとせるものである。かくて壬午・甲申兩事變の間に中國朝鮮商民水陸貿易章程の締結となり、他方では米韓條約が李鴻章を仲介として締結せられ、兩度にわたつて清朝の宗主權が認定された。この間李鴻章とその輩下の官僚とは外國資本と拘合して朝鮮に於ける勢力を張らんとしたのである。朝鮮の海關行政すら李鴻章の腹心獨人メルレンドルフの掌握する所であつた。かくて日本の政治的勢力は今や一掃されんとするに至り、従つて朝鮮市場を獨占し來つた日本資本も、清國商業資本の進出によつて、脆くも敗退せんとするに至つた。清國商業資本は、まづ外國産金中の日商の手による仲繼貿易を奪ひ、上海より直接朝鮮に輸入せしめた。一八八五年（明治十八年）には金中總輸入額の八五%、八六年（明治十九年）には九三%が清商の手に歸した。清商は京城貿易を開始し、仁川を押へ、元山を襲ひ、遂には日本の牙城である釜山にさへ肉薄した。兩國の地位轉倒は朝鮮輸入貿易の統計上に明白に窺ふことが出来る。日清よりの輸入額の割合を合計百とせば、明治十八年（一八八五年）以後二十五年（一八九二年）迄に於て、清國が一九%より四五%に增高せるに對し、我が國は八一%より五五%に低減してゐる。仲繼貿易に關する限り、日本人の商品は香港又は桑港——上海——長崎又は神戸——仁川



——京城の徑路をとつてゐる。これに對し支那人の商品は香港又は桑港——上海——仁川——京城である。だから中間商人の手をへること少く、大分有利であつたわけである。併し乍ら日本には新たな經濟體制が成熟しつゝあつた。云ふまでもなく、産業資本主義への進展が進展しつゝあつたのである。清國は從來日本が行つてゐた英國製金巾の商業資本主義的仲繼貿易を奪ひとつて進出したが、これに反し今や新生日本は専ら自國製品を以てする輸出に轉じたのである。即ち日本綿業の急速なる發展は、自國産の白木綿及び金巾を以て、朝鮮市場を開拓したのである。國內市場の狹隘性は日本産業にとつて大きな缺陷であつた。どうしても外國市場を追求せねばならぬ運命を當初から持つてゐたのである。日本紡績業はかくして金巾製織を緊急課題とし、これは初めから大産業として發生すべきであつた。日清戦争は正にかゝる關係の表現であつたわけである。

以上は輸入の方を主として見しものであるが、輸出貿易では日本が壓倒的に優勢であり、明治十八年（一八八五年）より十九年にかけて、日本側の入超に轉じ、殊に朝鮮米の對日輸出は明治二十七年（一九〇年）の經濟恐慌以後斷然増加した。これは遅れた日本農業の生産力を補ふものであつた。第一國立銀行を背景として釜山經由で行はれたわけである。日本米穀商人は南鮮から北鮮まで活動し、商取引形態による鮮米輸出を行つた。日本資本は生産へ喰ひ込み行き、土地の獲得が促進された。この様な日本の發展は既に一方では明治二十二年九月（一八八九年）の咸鏡道監司による防穀令の發布となつて現は



れ、米穀の對日輸出禁止となつて、日本商人に打撃を與へた。この防穀令事件も亦日清戦争の經濟的原因の一となつてをり、又他方に於ては朝鮮に於ける急激なる農村の階級分化を促し、後の東學黨の亂の基因となりしものである。防穀令事件は外交問題であつたと共に、商業貿易史上よりも注目すべきものなであつた。こゝに、特に日清戦争經濟史の一節として取り上ぐる所以のものがある。

## 二、防穀令の制定

所謂防穀令事件は明治二十二年九月咸鏡南道元山を中心として起つた問題である。

京城の亂及びその後の結果は、著しく我が國民を刺戟したが、我が政府は内治主義を保持して動かす、明治十七年甲申十二月の京城の變に於ても同様であつた。所謂恥ありと雖も忍び、義ありと雖も起たざる趣があつた。それはその頃、日支同盟論すら陰然として擡頭しつゝあつたからである。而も朝鮮に於ける日清兩國の勢力の懸隔は、日に月に甚だしく、志士をして慷慨せしむるに足つた。退嬰外交に對する民論の激昂があり、殊に自由黨の大井憲太郎の大坂事件などもその一の現はれとして注目すべきものであつた。防穀令なども朝鮮の對日侮視と日清關係の尖鋭化を表明する一つの示現だつたわけである。

元山は明治十三年五月一日を以て、明治九年江華條約の結果として閉港せられたが、その初めは、居留地貿易の範圍をいはず、邦人は租界と租界外の狭少なる間に行里するにとゞまり、たゞ客主の齎らせ

1) 渡邊幾治郎、一般史、(現代日本文明史) 三〇〇頁以下、三〇六頁



る商品をまち、或は買出に來るをまつの外は、附近の市場に於て少量の買付けに従事したにとゞまつた。大豆界の烈婦と稱せられる富永ぬいが、大豆輸出を元山に於て開始したのも、その始めは、この様に開市毎に買集めを行つたものであつた。その後、彼女にならつて、大豆購買者が次第に増加し、開市毎に安價なる大豆を買集めて、之を母國に輸送することが増して來た。この事は自家用以外、別に販路なきものと思ひし朝鮮農民に一大刺戟を與へ、この地方の大豆の耕作は年を逐ふて反別を増し、同時に産額を増加するに至つた。明治二十年頃には元山に於ける内地商店は競ふて大豆の買占輸送をなし、近きは永興及び咸興、遠きは咸北に危険を冒して店員を派遣し、之に放資する金額が頗る巨額に上つたのである。大豆のみならず、米穀その他の穀物にも及び、日本商人はこれ等の買集めに際し、その收穫期以前に、後日收穫の全部又は一部を引渡すべき契約の下に、農民に前貸金を爲す方法をとるを慣用手段とした。この方法は多く農民の窮乏期に契約せられたから、買手に取り有利なる條件なると共に、年の豊凶の如何に拘らず、商品を手し得るの便があつた。且つ又内地に於ける外國人の土地所有の公認せられざりし以前に於ては、之れを以て殆ど土地所有に匹敵する効果を收むるの一方法であつた。かくて凶年にも拘らず穀物は比較的廉價に輸出せられたから、朝鮮の地方官吏は之が輸出に關し、屢々課税をなす様になり、又防穀令なる條約上の權利を主張するに至つた。これは明治十五年の「韓美條約」第八款に『如朝鮮國、因有事故、恐致境內缺食大朝鮮國君主、暫禁米糧出國、經地方官照知後、由美國官員轉

- 2) 高尾新右衛門、元山發展史、一九頁、二八頁
- 3) 朝鮮史學會、朝鮮史大系、最近世史、一一六頁以下
- 4) 四方博、朝鮮に於ける近代資本主義の成立過程、朝鮮社會經濟史研究、一九二頁



筋在各口美國商民、一体違辨、惟於已開仁川一港、各邑米糧皆行禁止』とあり、翌年の「日本人民貿易規則」第三十七款に『若シ朝鮮國水旱或ハ兵擾等ノ事故アリ、境內缺食ヲ致スヲ恐レ、朝鮮政府暫ク米糧ノ輸出ヲ禁ゼント欲モバ、須ク其期ニ先立ツ一ケ月前ニ於テ地方官ヨリ日本領事館ニ照知スベシ、然ルトキハ豫メ其期ヲ在各港ノ日本商民ニ轉示シ一體遵守セシムベシ。米穀類ハ進口出口トモニ五分稅ヲ課スト雖モ若シ朝鮮國ニ災荒アリテ、進口ヲ要シ或ハ日本國ニ災荒アリテ出口ヲ要スルトキハ知照ヲ經テ進出稅ヲ免ズベシ』とあるを根據とするもので、これは他國との條約中にも含まれて、朝鮮政府は凶歉時に於ける穀物輸出禁止の權利を保留したのであつた。元來朝鮮は凶年三年毎と稱せられる程であり、尠くとも地方的凶作は頻繁であつた。これに對日反感も加はつて、この權利は屢々濫用され、従つて日本公使との間に凶作の程度に關し論争せねばならなかつた。明治二十二年元山に適用されたそれは、その尤なるものであつたのである。

明治二十二年三南地方（南部朝鮮）の旱害のため朝鮮政府が特に米穀の輸入税を免除するや、同年は咸南北地方に於ける大豆豐作なるに係らず、咸鏡道監司（觀察使）趙秉式は凶作を名として令を下して大豆の輸出を禁止し、尋いで一般的に朝鮮政府は同年十一月以降一箇年間穀物類の輸出を禁止した。これは正しく我商人壓迫の底意を以て、なされたもので、果然我が商人は既にお買収を約した米穀を受領することが出來ず、又輸出せんとして準備したものが、全然手をつけることが出來なくなると云ふ有様であつ

5) 前掲四方氏論文

6) 鼎軒田口卯吉全集第四卷、四五六頁



て、損失を被むる者が甚だ多かつたのである。<sup>7)</sup>

此の法令は素より條約の違反であつて、職權を濫用した不法の令である。そこで代理公使近藤真鋤は、韓廷に迫つて該令の撤回を求めたのであつた。

### 三、防穀令事件の經過

我が公使の抗議により、韓國政府は直ちに解禁の令を發したが、全く有名無實に終り、大豆のみならず、他の穀物にも及んで賣買禁止は峻烈を極め、之がため禁を犯したる鮮民は嚴刑に處せられ、彼地の農民は空しく穀物を擁して苦しんでゐた。邦商の損害を蒙りしことまた言をまたない。而も趙は韓廷の權臣閔應植の寵を受けてゐたものであるため、韓廷は言を曖昧にして容易に應ぜず、翌二十三年四月に至つて、該禁令を解き、又趙秉式を江原道監司に左遷したと稱したけれども、此間我が商人の受けた損害十四萬一千六百餘圓の賠償については、何等應ずる所がなかつた。<sup>1)</sup>

明治二十三年十二月、辨理公使河北俊弼は近藤に代つて朝鮮に赴任したが、翌年三月任地にて卒去し、梶山鼎介再び之に代り、談判をつゞけたから、韓廷も遂にその理に服し、損害金の内六萬圓を賠償せんと讓歩した。併し既に三ヶ年の年月を經過し、損害の元利を合算すれば實に二十萬圓以上にも達してゐる。これに對し六萬圓とはあまりにも懸隔があり、到底容認し得る所ではない。協議更にとゞのは

7) 前掲朝鮮史大系、最近世史一一七頁。松下芳男、日清戦争前後、二九頁以下

1) 前掲日清戦争前後、三〇頁



す、時日は経過した。この間の事情については、明治二十四年の東京日日、時事新報其他が屢々報じてる。<sup>2)</sup>

明治二十五年十二月十六日、政府は梶山公使を罷め、新たに大石正己を民間に擧げて朝鮮辦理公使となし、意を決して解決の事に當らしめた。大石は翌一月任地に着し、早速防毅令の損害賠償の談判を開くべく韓廷に迫つた。之れに對し外務省督辦秉趙稷の答へし所を、明治二十六年五月十七日の東京日日の記事によつて示して見よう。<sup>3)</sup>『趙督辦云へらく、朝鮮政府に於て賠償の責あることは夙に認め居れりと雖も、既に取調べのため、吏員を派遣したれば、來る二・三月頃は歸京復命すべければ其れ迄の間猶豫ありたい』。その後の経緯をなほも同「東京日日」の記事によりて示せば次の如くである。<sup>3)</sup>

『然れども大石氏は深く政海に鑒みる所あれば、辭を盡して談判遅延の不可なるを説き、彼が猶豫の望に應ぜざりき。

其後數回談判を試みたるも、趙督辦は派遣吏員調査復命の日を待たざる可からざるを辭柄として確答せざりしが二月末日に至り、俄然此言を取消し飽まで和協を得るの道を盡すべければ今より更に十日間の猶豫を乞ふ。然らば、三月八日を期して賠償金額に付き、確答すべき旨明言したるに因り、公使は止むを得ず、肯諾して堅く後を約して別かれたり。

趙督辦食言更に前議を齟さんどす。

2) 明治編年史、第八卷、一三二頁、二四八頁

3) 明治編年史、第八卷、四一五頁、四一六頁



彼れより求めたる最後の猶豫期即ち三月八日は白駒過隙の間に鎮盡したり。然れども賠償金額の確答は言ふも愚か、趙督辦は更に驚くべき照會を寄せ、前任閔督辦より朝鮮政府に賠償の責ある旨を認めたる公文を、梶山公使に送り、又自分よりも賠償の責あるは固より論なしとまで明言したるに拘らず、今に至り、朝鮮政府の行爲は條約違反にあらざるも、事の妥當に終了せんことを望むに因り、金四萬七千餘圓を辨償せんと申し來れり。是れ靦然として前言を食むものにて、其精神を窮むれば、道理はともあれ、四萬六千圓は我商民に惠與する程に、それにて納得せよといふにすぎざりき。

大石公使はこの不法なる照會に接するや否や、直に馳せて統署に至り、其不當を詰責論駁したる上、照會は一と先づ彼れに突き戻したりとは雖も、其後再三送付し來り、我は其都度跳ね返したり。』

時に袁世凱は依然公使として京城にあつたが、此間に調停に立たんとして來た。『條約上の曲は勿論朝鮮政府に在り、然れども我が要求せる丈けの金額は償ふ能はざるに由り、最初の如く韓廷より、六萬圓を出さしめんとまでは繰りを戻すことを得たる上、前項の四萬七千圓の昭會も其儘韓廷に戻し切りとなりたるが、斯くては梶山公使在任の時と、何の進歩もあらざれば、唯だ其内意を謝して止みにき』  
(五・一七、東京日日)とある。

強硬なる大石は明治二十六年三月廿五日にも、親しく國王に謁し、之を迫り、更に五月四日參謀本部次長川上操六の朝鮮に來るや、大石は川上に從つて國王に謁見し、川上の退去後も殿中にとゞまり、防



穀令談判の決を求めて、王に奏請した。韓廷の百官皆色を變じ、大石の無禮を咎めたが、意を決せる大石は平然として之を見返したと云ふ。譯官玄映運は大石の言をそのままに譯奏せしがため、直ちに刑に處せられた。<sup>5)</sup> (五・一七、東京毎日)

かゝる非常手段を以て、日本の決意が朝鮮國王に達せられたのであるが、この時に於て未だ國王は、防穀令事件がかくも切迫せりとは知らなかつたといふ。この點大石は回答を二週間以内として要求したのであるが、その二週間は忽ちにして経過し、最終目の五月十七日が來た。この時韓廷は趙秉稷を免職し、南廷督を之れに代へ、更に十九日までの猶豫をもとめた。さて十九日になつたが、なほ韓廷は答ふる所がない。

#### 四、防穀令事件の落着

事茲に至るや大石は、もはや折衝の餘地なきものとし、これより先、韓國回答せずば、斷乎歸還せよとの外務省の電訓もありし故、公使館の國旗を撤し、將に歸朝の途につかんと仁川に向はんとした。<sup>1)</sup> 談判は既に決裂せんとしたのである。併し韓廷はその日の午後に至り、急に使臣を公使館に送り、讓歩の議を申しいでた。こゝに於て我は之を容れ、要求を減じ、賠償金額を十一萬圓とし、その中六萬圓は三ヶ月以内に之れを收め、殘額は年賦とすることに決して、辛じて談判が成立した。時に五月二十一日、

5) 明治編年史、第八卷、四一六頁

1) 明治編年史、第八卷、四一八頁、四二〇頁



防毅令發令してより正に五年目であり、損害賠償の談判を開始してより、三年を數へてゐる。この間曖昧逡巡、容易に決せざりしものは、韓廷に人なきにもよるが、又朝鮮政府の背後にありし清國駐在官袁世凱及び外交顧問米人リゼントン (Legendre 李善得) に翻弄されたのにもよると考へられる。<sup>2)</sup> かくる背景の故に韓國の態度に横暴なるものがあつたのである。さればこの間の事情を反映して、日清間の空氣は、事々に險惡を加へるに至つたことは云ふまでもない。

我が國がこの談判に於て要求せし賠償額の原要求は次の如くであつた。<sup>3)</sup>

(甲) 咸鏡道の分

(一) 梶山新介外四十餘名分

要求額元利合計十四萬千四百四十二圓二十四錢七厘

(二) 大塚榮四郎分

要求額五千七百二十六圓七錢五厘

(甲) 合計十四萬七千百六十八圓三十二錢二厘

(乙) 黃海道の分

(一) 庄野嘉久藏・吉妻保藏・河内直一の分

要求額八百七十七圓四十五錢七厘

2) 朝鮮史大系、最近世史、一七頁

3) 東京日日、明治二十六年五月二三日東京日日、明治編年史第八卷、四二一頁  
 鼎軒田口吉全集、第四卷、四三三頁



(二) 佐竹甚三・土井龜太郎分

要求額六萬九千四百六十九圓二十八錢九厘

(乙) 合計七萬三百四十六圓七十四錢六厘

その中(甲)に對して九萬圓、(乙)には二萬圓を支拂ふことになつたもので、(甲)の九萬圓の中六萬圓は三ヶ月拂、殘額は五ヶ年賦、(乙)の二萬圓は六ヶ年賦にて賠償することになつてゐた。これに對し田口卯吉博士の如きは『今ま要求額の半額にて結了するとは、余輩は其意味を解する能はざるなり、抑も外交の談判は緣日に於て草花を賣買するとは異なるべし、故に若し最初の要求額にして果して適當ならば、余輩は我政府の朝鮮に對する友情の薄きを思はずんばあらず。若し又最初の要求額にして事實ならば、余輩は彼の梶山新介初め其の他の被害人の損失を憫まざるを得ず』(明治二十六年)五月二十七日發行、東・經・六七六所載)と述べて批判してゐる。

かくて防穀令事件は一應解決したが、幾干もなく再び防穀令が發せられることになつた。

## 五、防穀令の再發

朝鮮政府は韓曆九月十一日、(日本曆明治二十六年十月二十日)、英韓條約第五款及び日本人貿易規則第三十七款により米穀輸出禁止令を發布するに至つた<sup>1)</sup>。まづ各國公使に通知し、更に八道の牧州府縣へ普ね

4) 東京經濟雜誌、第二七卷、

1) 2) 3) 十一月三日朝野新聞、明治編年史、第八卷四八三頁



く告文を發し、各國領事には各通商港監理使より通知せしめた。而して仁州監理使が韓曆九月十日より數へて、一ヶ月の後を期し米穀輸出禁止の事を日本領事館に通知し來つたのは韓曆九月十一日の午後三時過であつた。

條約面によれば、豫告期限日數の計算は各國領事に通知の當日より起算すとあつたが、翌十二日に至り、監理使は前日の公文は錯誤の筋ありとて撤回し、更に通知日即ち韓曆九月十二日より起算して一ヶ月の後より實施する由を日本領事に通告し來つた。即ち韓曆九月十二日より起算し三十日の後(日本曆十一月十九日)より三港に實施することゝなつた。<sup>2)</sup>

仁川監理使の公文は單に實施期日を示して、何時迄施行するやを云はず、即ち無期限であつた。然らば韓政府は永久施行する積りなりやと云ふに、外務衙門某官より某韓官に發令のことを報じ來れる書中に『出米暫禁』の語あるを見れば、米穀を暫く禁止せんとするものと推定される。又『穀糧輸出禁止』と云つてゐるが、米・大豆・小豆・麥其他凡ての穀物の輸出を禁じたのではなく、米のみを禁止する旨、その後各税關に通知して來た。<sup>3)</sup>

然らば何故、先程談判落着せしばかりの防穀令を再び發するに至つたのであらうか。朝鮮政府の公文に依れば『人民の困苦を舒ぶる』にあるが、その理由につき、「朝鮮新聞」(十一月三日)は次の如く述べてゐる。<sup>4)</sup>

4) 同上明治編年史、四八四頁、(朝野新聞、十一月三日)



『朝鮮にては凡て一年中の貯蓄米を翌年新穀の收穫迄に食ひ終はることゝなり居れるに、昨年の米作は思ひしよりも不作にして民間何れも充分の貯蓄をなし置く能はざりし故に、今年の新穀の出る迄、食ひ續く能はざる所に本年米の賣り方、時候の爲め稍や遅かりしかば、地方にては忽ち在米の欠乏を來し、飯米にも窮する有様となれり。地方已にこの如くなれば、従つて首府なる京城に米の輸送なきため亦飯米の缺乏を來し、遂に白米一升到付百七十文餘の騰貴を來し、從來、一升三百三・四十文のもの五百文に迄上り、近古未曾有の高價を現はし、地方も延るて米價騰貴し、民間窮乏の人民稍々恟々の有様ありしかば、漢城府を世界と心得居る朝鮮政府の諸大臣は、漢城の米價近古未曾有の高價となりしを非常の事の如く考へ恐慌し居る際に當り、『全羅・慶尙二道米穀凶作なるに付、今年の租税を免ぜられんことを乞ふ』の上書先づ兩道監司より來り、續いて米穀凶作、飯米缺乏、人民困難の狀啓八道各府州より到り、一々上聞に達したれば、國王殿下は大に憂慮し、遂に韓曆九月五日右の救濟法を廟堂に御下問あらせられたり。此に於て諸大臣は益々恐慌し、『米價騰貴、人民困苦は問ふに足らず、若し穀物缺乏のために、貢租の十分に徴する能はざることあらば政府の一大困難を惹き起すなり、且つ米價騰貴人民窮困の極に陥れば、餘燼未だ消えざる東學黨が此機を利用して人民を教唆して蜂起し、或は俸給兎角滞り勝ちにて不平に堪へざる兵士が不穩の擧などなす恐れなきを保す能はず、此れ等の患ひを除去するには穀物の輸出を禁止して國內の在米を増さしめ、以て米價を低下せしむるより外なし』との説多數を占



め、國王の勅諭に答ふるに米穀輸出禁止の事を以てしたるなり。以上の如く外面は兎も角、内面の理由は實米の納まらざると、東學黨の暴發を恐れしこと、今回の主因なりと云ふ』

即ち朝鮮側にも相當の理由があつたわけであり、その上、防穀令發令については朝鮮地方官が私利を收めんと希望が基礎にあつたのである。即ち地方官はこの令により國內に於ても米穀融通の途、絶ゆるを奇貨とし、米穀を豐作の地に買入れ、不作の地に賣下ぐるが如き壟斷の業を含み、これによりて不正の利を占むるを例としたのである。これについては露國大藏省編の「韓國誌」に皮肉なる觀察をなしてゐる。

『韓政府ハ屢々條約上ノ權利ヲ行使シテ米穀ノ輸出ヲ禁ジ時アリテハ十分ノ理由ナクシテ權利ノ濫用ヲ爲スコトアリ、又前記公布期限モ正シク遵守セラレザルコトアリ、或ハ亦中央政府ニ於テ既ニ禁ヲ解キタル後ト雖モ地方官吏ハ自己ノ專横ニヨリ法律ニ反シテ延期スルコトアリ。……此ノ如キ韓國地方官吏ノ非行ハ殆ド皆私利ノ動機ニ出ヅルモノニテ、前ニモ記載スル所アリタルガ如ク、韓國官吏ハ商業ニ關與シテ利ヲ營ムノ風習アリテ、穀物輸出ヲ禁止スル間ニ代理者ヲシテ農民ノ剩餘ヲ低價ニテ買占メセシメ自己ノ倉庫ニ貯藏シ置キ、禁令解除ヲ待テ大利ヲ得テ之レヲ販賣ス。事ノ真相此ノ如クナルガ故ニ、防穀令ハ其ノ目的タル米價及ビ其ノ他ノ農産物價ノ下落ハ之レヲ見ル能ハズシテ、徒ニ農民ノ損失ニヨリテ、官吏ノ私腹ヲ肥スノミ』<sup>5)</sup>

5) 韓國誌、一二九頁以下



即ち朝鮮内部の事情によりて防毅令は發せられる傾向があり、一概に毎日の處置とは云へないが、我が國に於ては、對日惡感情を表はすものと見勝であり、事大思想によりその背後にある清國への敵意を強めたのであつた。田口卯吉博士の如きは前回の防毅令に對しても『然らば則ち日本政府より朝鮮政府に對する最後の手段は如何にすべき乎。唯だ干戈に訴るの一方あるのみ、若し然るが如きことあらば支那政府も必ず傍觀せざるべし。然らば則ち天津にも一彈を投するあるのみ。此決心なくして、我意見を達せんと欲す、是れ河水の清むを待つに均し、如何に口辯を費やすも、焉ぞ目的を達するを得んや。日本男兒は決して此の如き婦人的の外交策に甘んぜざるべきなり』と頗る強硬なる議論を吐いてゐたが、今回の防毅令に對しても「朝鮮再び防毅令を發す」なる論文を「東京經濟雜誌」第六九八號（明治二十六年十月廿八日）に載せ、『朝鮮國が我が國に對し慊然たるもの多しとし、種々の事例を擧げ、防毅令も亦『以て宿念を漏らしたることにて、一場の辯論の能く解除し得べきことにあらざるなり』と手痛く指摘し、豐作たるに拘らずかゝる擧に出でし朝鮮の態度に疑ひを持ち、これは凶歉以外に原因があると見てゐる。又凶歉の認定法に關し規定せざるためこの様になるのであると論じ、強硬なる言葉を以て結んでゐる。

『蓋し天下の事彌縫より非なるはなし。分裂すべきものは、速に分裂せしむべきなり。我邦と朝鮮との關係の如きは、實に幾度か分裂せんとしたるものなり。是れ豈に久しく彌縫すべけんや、宜く一撃し

6) 鼎軒田口卯吉全集、第四卷、四三二頁  
7) 鼎軒田口卯吉全集、第四卷、四五七頁



て以て多年の鬱結を散すべし。若し支那にして之を應援せん乎、宜く又一撃すべき也。今日支那國の形勢にては逆も手強き對抗をなすべきにあらず、而して我邦も亦大に戦ふものにあらず、然れども一たび戦争を行はん乎。將來其利の彼我の政治上社會上及び貿易上に及ぼすこと極めて大なり。雷雨は以て大氣を清淨にすべし。東洋今日の因循姑息病を掃はんと欲せば、少くとも一戦争を要す。歐洲諸國今日の強大を致す所以のもの戦争の利亦與りて力あるなり。』

防穀令にからんで對鮮・對清の關係は、重大なる危機に臨んだのである。

この防穀令に對し、我が邦は嚴重に抗議し、釜山・元山の兩港に於て米の輸出のみを禁止するを認め、大島公使は、仁川の一港に於ては一切防穀せざることを要求し、朝鮮督辦交渉事務はこのことを國王に執奏することを約した。又釜山・元山の兩港に輸入する米はその關稅を免除すべしと定められた。當時我が商人が我が國へ多く輸出せしは大豆であつて、米は従たるものであつたから、米のみの防禁となれば、餘程緩和されたわけである。<sup>8)</sup>兎も角多少ともに水旱缺食の事實が認められたため、この位の妥協はせねばならなかつたのである。

その後我が國は隱忍自重、朝鮮政府の傲慢不遜の所爲あるに耐へ、外交的交渉を續けたが、遂に明治二十七年陰曆二月一日(日曆三月七日)より出米禁令を解くべき旨を、督辦交渉通商事務より通知し來り、解禁となつた。而もかゝる過程を通じて、戦争への危機を孕んだことは申すまでもなく、我が商民

8) 鼎軒田口卯吉全集、第四卷、四五七頁、四五八頁

9) 明治二十六年十月二十九日、東京日日、明治編年史、第四卷、四七七頁



の損害は民論にも反映し、ひいては朝鮮事大思想の背後にある清國への不満を培つたのであつた。かくて通商貿易上の問題より、防穀令事件は外交問題となり、やがて日清戦争への原因の一つとなつたのであつた。

(本稿は學術研究會議、戦争經濟史研究の一粗材である。)